

在韓原爆被害者現況

1. 在韓被爆者の実態

1-(1) 在韓被爆者の数

イ. 在韓被害者推定数

(単位：名)

地名	被害者数	死亡者数	生存者数	帰国者数	僑胞残留	備考
計	70,000	40,000	30,000	23,000	7,000	
広島	50,000	30,000	20,000	15,000	5,000	
長崎	20,000	10,000	10,000	8,000	2,000	

ロ. 現在生存している原爆被害者数

(単位：名)

'74協会調査	78保社部調査	'82協会登録	'90協会登録	
			1月	5月
9,362	2,498	3,957	1,735	2,073

○推定生存被害者はもっと多くあると思われるが、協会登録数は2,073名程度であり、政府は10,000名前後と推定している。

1-(2) 政府の被爆者認定登録制度

○登録審査委員会構成

- － 委員長 大韓赤十字社保健部長 呉ビョンジク
- 委員 保健社会部地域医療課事務官 黄グムボク
- 委員 韓国原爆被害者協会会長 申ヨンス
- 委員 〃 副会長 徐ソクウ
- 委員 ソウル赤十字病院医療副院長 宋チャンソプ

－被爆者認定登録制度

大韓赤十字社傘下登録審査委員会で被爆者であるとのことを認める保証人2名と申請書を参考に客観的審査を経て会員として登録。

1-(3) 在韓被爆者の構成

○居住地分布

(単位：名)

計	ソウル 地 域	畿 湖 支 部	慶 北 支 部	釜 山 支 部	陝 川 支 部	慶 南 支 部
2, 0 7 3	3 7 1	1 6 7	3 1 0	3 4 8	6 1 3	2 6 4

○被爆当時住居地別分布

88年分析資料によれば

－広島：92%

－長崎：8%でほとんどが広島居住者である。

○ 年令別分布（ ' 8 8 年分析資料）

－ 4 0 代 2 2 %

－ 5 0 代 2 8 %

－ 6 0 代 4 0 %

－ 7 0 代以上 1 0 %で平均年令が 6 5 才前後である。

○ 性別分布は追って通報する。

1-(4) （援護措置を必要とする在韓被爆者の数）

追って通報する。

2. 韓国政府の在韓被爆者援護施策

2-(1) 法的根拠なし。

2-(2) 政府による原爆被害者対策の沿革

○ 原爆診療所設置運営

－ 設置の根拠： 陝川郡条例第 2 7 7 号（ ' 7 4 . 1 0 . 6 ）

－ 位置： 慶南陝川郡陝川邑陝川洞 7 0 5

－ 規模： 空地 1 5 0 坪、延建坪（ 2 階）

○ 8 7 . 1 国内病院診療事業開始

－ 大韓赤十字社傘下病院委託診療実施

－ 政府支援金毎年 9 4 0 0 万ウォン

○ 渡日治療（ 8 1 - 8 6 年）別途に施行

2-(3) 被爆者のうち、生活保護対象者支援現況

○ 生活保護対象者数： 3 3 名

○ 策定基準

－ 6 5 才以上の老弱者

－ 廃疾または心身障害者で労働力がない者

○人当支援内訳

- －米：1日 456g
- －麦：1日 114g
- －おかず他（副食代）：1日 500ウオン
- －燃料費：1日 50ウオン
- －葬儀費：130,000ウオン
- －教育補助：全額無料

2-(4) 原爆被害者政府支援予算額

- 原爆診療所支援：毎年36百万ウオン（83年から）
- 大韓赤十字社病院委託診療：毎年94百万ウオン（87年から）
- 韓国原爆被害者協会運営費支援：毎年3.5百万ウオン（87年から）

2-(5) 医療費補助内訳

- '89.10から被爆者に対しては全額無料治療中
- 対象者数：原爆協会登録会員
- 予算総額：政府予算、日本支援金（'89：4200万円）

2-(6) 指定診療機関の具体的用途

- 赤十字傘下病院の4個診療機関拡大（嶺南大学病院、釜山ポフン病院、馬山高麗病院、慶熙医療院）
 - －被爆者の健康検診及び診療結果、病状等を綿密に分析。被爆による後遺症、疾病如何を研究検討
 - －診療費本人負担金支払いは事後政府支援金から支払うよう措置

2-(7) 支援金 4, 200 万円の位置

- 無料治療のために診療費本人負担額中 $\frac{1}{2}$ を政府、 $\frac{1}{2}$ を支援金から支援しており、非給与部分であるCT撮影、超音波検査等特殊検診費も支援金から支援

- 支援金使用実績（'90. 5月現在）

（単位：千ウォン）

区分	合 計		診 療		健康検診		備考
	受診数	使用額	診療数	診療額	検診数	検診額	
計	4,160	105,340	2,902	90,486	1,258	14,852	

2-(8) 今後の対策

- 日本政府支援基金の合理的運営のための委員会構成
（原爆協会、赤十字社、社会著名人、関係公務員等）
- 被爆者のための関係法制定等も検討することも出来る。

3. 日本政府支援

3-(1) 具体的内容

- 原爆協会、赤十字社、保社部が十分に協議した後、使用方案を準備中である。
- 改良すべき点として同支援基金を在韓原爆会員に一括して現金支給することは望ましくなく、会員治療費、福祉センター設立等を検討している。

3-(2) 一括支援の可否

- 大統領訪日で合意された40億円規模は原爆協会と保社部においては可能な限り年次的支援でない一時金として確保されることを強く希望している。
- 年次的支援である場合は、可能な限り2～3年以内にすることを希望する。